AWA BANK
NEWS RELEASE

２０２５年１１月１４日
株式会社　阿波銀行

貸金庫規定の改定について

阿波銀行（頭取：福永丈久、本店：徳島県徳島市）は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、不正防止やマネー・ロンダリング管理態勢の強化を図るとともに貸金庫業務のさらなる適正化を図るため、下記のとおり貸金庫規定を改定しますので、お知らせします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。今後新規にお申込みのお客さまは、お申込み時点から適用させていただきます。

当行は今後も、お客さまに安心して貸金庫をご利用いただけるよう、管理態勢強化やサービスの改善に努めてまいります。

記

１．改定日

２０２６年４月１日（水）

２．改定の対象となる規定

（１）貸金庫規定

（２）貸金庫（全自動Ⅱ型）規定

（３）貸金庫（全自動Ⅲ型）規定

※改定後の規定は当行ホームページ（https://www.awabank.co.jp/kitei/kakushu/）をご覧ください。

３．改定内容

（１）貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

日本円（注）、外国通貨とも現金は格納いただけません。

（注）日本円のうち、格納いただけない現金は以下の２点です。

①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に記載されている銀行券・貨幣

②上記と肖像が同一である銀行券（２００７年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm）をご確認ください。

（２）貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと　等

①現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまは、次回ご来店時等に現金のお取り出しをお願いいたします。

②既にご契約いただいているお客さまに、２０２５年１２月頃から順次、お届けいただいている住所に今回の改定に関するご案内と、「貸金庫借用に関する申告書（以下、申告書）」をご送付させていただきます。お手元に届き次第、内容をご確認のうえ、ご同意いただける場合は申告書にご記入・ご署名いただき、２０２６年１月３１日までにご返送をお願いいたします。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

ご不明点等ございましたら、お取引店までお問合せください。

以　上

阿波銀行　経営統括部
770-8601　徳島市西船場町 2-24-1　本部ビル
TEL 088-623-3131（代）　FAX 088-623-7729